

平成28年度

# 喜入地域特別支援教育を考える会 臨時総会

と き 平成29年2月17日（金）

ところ 喜入公民館 1階 大ホール

## 会 次 第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 議長選出
- 4 協 議
  - (1) 会の名称の変更について
  - (2) 全国LD親の会への入会について
  - (3) 会の目的等の変更について
  - (4) 規約改正について
  - (5) その他
- 5 報告事項
- 6 閉会のあいさつ

○メールアドレス [think.kiiretk@gmail.com](mailto:think.kiiretk@gmail.com)

○会からのイベントなどの連絡は、下記 SNS から配信します。

※LINE@を登録したら、名前を記載してメッセージを送ってください。

公式フェイスブック	LINE@
	

## (1) 会の名称の変更について (案)

### ①変更の経緯

会の活動については、これまでの講演会などを通じて、地域に周知されてきています。ただし、名称については、長い、固い、また、喜入地域という部分から講演会などの際に地域以外の方が参加するのに抵抗があるなどの意見があり、これらを踏まえ、親しみやすい名称に変更します。

### ②新しい会の名称：かごしま発達支援ネットワーク「tetoteto(てととと)」

### ③名称の説明

- ・ 7月に愛称を応募した中から役員会で選出。
- ・ 地域のいろいろな方々が、手と手をつなぎ、発達障がいへの支援の輪が広がるイメージ。
- ・ 喜入という地域名を外し、誰でも参加しやすく、親しみやすい名称にした。

## (2) 全国LD親の会への入会について (案)

### ①入会の経緯

今年度の総会において、会として特定非営利活動法人全国LD親の会（以下、「全国LD親の会」という。）の鹿児島ブロック代表である「でんがらもん」に入会し、連携を図ることにより、発達障がいに関する情報収集、他団体とのネットワークの形成、行政への働きかけを行うことを確認しましたが、この度「でんがらもん」が解散するため、全国LD親の会に、本会として独自に入会します。

#### ※全国LD親の会

LD(学習障害)など発達障害のある子どもを持つ保護者の会の全国組織です。1990年2月に活動を始め、39都道府県の46団体、約3,200名が参加しています。(2014年6月現在)LDなどの発達障害のある人が、個性的で自立した豊かな社会生活をおくることをめざしています。(同会HPより)

### ②入会による効果

- ・ 国や地域の情報が入手しやすくなる。
- ・ 県内外の団体等とネットワークができる。
- ・ 教育委員会などの行政に話がしやすくなる。

### ③全国LD親の会の活動内容等

- ・ 全国又は九州ブロックの会議等に参加し、国などの施策の説明があり、情報交換会などを行う。
- ・ 会を通じて、国などに要望を行う
- ・ 年会費の納入

全国(会員1人当たり1,000円)、九州ブロック(会当たり3,000円、会員1人当たり100円)

### ④入会に伴う対応

全国LD親の会の年会費について、本会の会員を、正会員とサポート会員に分けることにより、従来の条件でも、参加しやすい環境をつくれます。

#### (会員)

- ・ 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

※主となって活動していただく方

- ・ サポート会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする

※各種事業などのサポートをしていただく方

(年会費) 正会員 3,000円、サポート会員 300円

※年会費の根拠

○収入 36,000円

会費 36,000円：正 3,000円×10人、サポーター 300円×20人

○支出 36,000円

全国LD親の会 10,000円 (1,000円×10人)

九州ブロック 4,000円 (3,000円+100円×10人)

旅費 6,000円、その他 16,000円 (H28年度予算同額)

(3) 会の目的等の変更について (案)

これまで喜入地域において、特別支援教育の啓発等に取り組んでまいりましたが、今後においては、喜入地域を活動拠点としながら、全国LD親の会をはじめ、県内外の支援に関わるネットワークの中で活動を行うため、会の目的等を下記のとおり改定します。

また、事業年度について、4月に会員を募集する関係もあり、年間の事業が十分に行えないことから、事業期間を6月～翌5月とします。

改定後	現行
(目的) 第3条 この会は、地域において、発達障がいに関わる社会的理解の向上を図る公益活動を行うことにより、地域に発達障がいに対する支援の輪が広がり、発達障がいのある人およびその家族、地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。	(目的) 第3条 この会は、喜入地域において、特別支援教育に関わる啓発等を推進する活動（公益活動）を行い、喜入地域に住む幼児児童生徒の教育の一助となることを目的とする。
(活動・事業の種類) 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。 (1) 地域における発達障がいに関わる支援や社会的理解の向上に関する事 (2) 地域における発達障がいに関わる会員相互の情報交換、情報提供及び支援ネットワークに関する事 (3) 地域における発達障がいに関わる福祉や教育の増進に関する事 (4) その他、上記業務に付随する事	(活動・事業の種類) 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。 (1) 地域の特別支援教育の啓発に関する事 (2) 地域の特別支援教育に関わる会員相互の情報交換及び情報提供に関する事 (3) 地域の特別支援教育の推進に関する事 (4) その他、上記業務に付随する事
(事業年度) 第16条 この会の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。	(事業年度) 第16条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(4) 規約改正 (案)

上記協議を踏まえ、別紙のとおり規約の改正を行います。

(5) その他

## ○規約改正新旧対照表（案）

新	旧
かごしま発達支援ネットワーク「tetoteto(てとてと)」会則	喜入地域特別支援教育を考える会規約
(名称) 第1条 この会は、かごしま発達支援ネットワーク「tetoteto(てとてと)」と称する。	(名称) 第1条 この会は、喜入地域特別支援教育を考える会と称する。
(目的) 第3条 この会は、地域において、発達障がいに関わる社会的理解の向上を図る公益活動を行うことにより、地域に発達障がいに対する支援の輪が広がり、発達障がいのある人およびその家族、地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。	(目的) 第3条 この会は、喜入地域において、特別支援教育に関わる啓発等を推進する活動（公益活動）を行い、喜入地域に住む幼児児童生徒の教育の一助となることを目的とする。
(活動・事業の種類) 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。 (1) 地域における発達障がいに関わる支援や社会的理解の向上に関する事 (2) 地域における発達障がいに関わる会員相互の情報交換、情報提供及び支援ネットワークに関する事 (3) 地域における発達障がいに関わる福祉や教育の増進に関する事 (4) その他、上記業務に付随する事	(活動・事業の種類) 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。 (1) 地域の特別支援教育の啓発に関する事 (2) 地域の特別支援教育に関わる会員相互の情報交換及び情報提供に関する事 (3) 地域の特別支援教育の推進に関する事 (4) その他、上記業務に付随する事
(会員) 第5条 この会の会員は、次の2種類とする。 (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。 (2) サポート会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。	(会員) 第5条 この会の会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
(会費) 第7条 会員は、以下に定める年会費を納入しなければならない。 (1) 正会員 3,000円 (2) サポート会員 300円	(会費) 第7条 会員は、年会費として、一世帯300円を納入しなければならない。
(退会) 第8条 会員は、退会届を本会に提出し任意に退会することができる。 (3) 会員が退会した場合、納入があった会費は還付しないものとする。	(退会) 第8条 会員は、退会届を本会に提出し任意に退会することができる。
(役員) 第9条 2 第1項に定める役員は、会員の互選により、正会員の中から選出する。	(役員) 第9条 2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
(総会) 第12条 3 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。 4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	(総会) 第12条 3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。 4 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(事業年度) 第16条 この会の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。	(事業年度) 第16条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## かごしま発達支援ネットワーク「tetoteto(てとてと)」会則

(名称)

第1条 この会は、かごしま発達支援ネットワーク「tetoteto(てとてと)」と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 この会は、地域において、発達障がいに関わる社会的理解の向上を図る公益活動を行うことにより、地域に発達障がいに対する支援の輪が広がり、発達障がいのある人およびその家族、地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 地域における発達障がいに関わる支援や社会的理解の向上に関すること
- (2) 地域における発達障がいに関わる会員相互の情報交換、情報提供及び支援ネットワークに関すること
- (3) 地域における発達障がいに関わる福祉や教育の増進に関すること
- (4) その他、上記業務に付随すること

(会員)

第5条 この会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) サポート会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、本会に入会申込書を提出するものとする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 3,000円
- (2) サポート会員 300円

(退会)

第8条 会員は、退会届を本会に提出し任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
  - (1) 本人が死亡したとき。
  - (2) 会費を2年以上納入しないとき。
  - (3) 原則として、会員が退会した場合、納入があった会費は還付しないものとする。

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 監査役
- 2 第1項に定める役員は、会員の互選により、正会員の中から選出する。
- 3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 会長は、この会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。会の会計を行う。
- 3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第12条 この会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項
- 3 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第14条 役員会は役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第15条 会長は、毎事業年度終了後2か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条 この会の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(事務局)

第17条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第18条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第19条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認を以て変更できるものとする。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

この会則は、平成29年2月17日から施行する。ただし、第5条、第7条及び第16条の規定においては、平成29年6月1日から施行する。

## ○報告事項

これまでの活動内容（平成28年度）

・6月4日	総会 平成28年度事業等を議決
・7月10日	全国LD親の会九州ブロック出席(長崎市) てんがらもんとして参加
・7月29日	おやこでゴスペル教室開催 8/5・19・26の合わせて4回実施 7組参加
・8月～12月	日本発達障害ネットワークJDDnetかごしま会議 メンバーとして参加
・10月21日	平成28年度第1回 発達障がいを考える地域講座 37名参加 発達障がいの理解と支援のために～私たちにできることは何か～
・12月11日	JDDネットワークセミナーin かごしま メンバーとして開催
・1月14日	役員会 名称変更、全国LD親の会などの件協議
・2月17日	平成28年度第2回 発達障がいを考える地域講座 発達障がいをもつ子どもたちから学んだこと～教育の現場から～
・2月17日	臨時総会 名称変更、全国LD親の会などについて
・3月11日(予定)	ワークショップ開催